

第3次 大山町 男女共同参画プラン

～だれもが暮らしやすい社会を目指して～
(概要版)



平成29年3月
(平成29年度～平成33年度)
大山町

「男女共同参画社会」とは？

多様な生き方を尊重して、誰もが自分の意思で職場、学校、地域、家庭などのあらゆる場面で参画し、互いに支えあいながら、共に責任を担い、自分らしく力を発揮できる社会です。

「男性だから」、「女性だから」という考え方にとらわれずに、人間として平等であるという考え方で、女性を優遇するとか、女性優位であるという考え方ではありません。

男女共同参画社会基本法では・・・（男女共同参画社会基本法第2条第1号）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会



男女共同参画

つまり → 「だれもが暮らしやすい社会」です。

なぜ男女共同参画社会は必要とされるのか？

～変わる社会と
変わらぬ意識～

近年、少子高齢化、家族形態の多様化、地域での人間関係の希薄化がすすんできています。

このような中で、私たちにとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である地域社会においても、また職場においても、だれもがともに協力し、責任を担わなければ立ち行かない状況となっているのではないのでしょうか。

これに関して、近年、女性の社会進出は伸びてきてはいますが、職場や地域などで物事を決める場への女性の参画はいまだに低い状況です。一方、男性は、仕事中心のライフスタイルの場合が多く見受けられ、家庭生活や地域活動に十分に参加していない、できないというのが現状です。

町民の意識調査でも、「男性は仕事、女性は家庭を守る」といったような性別による固定的な役割分担意識は男女共にいまだに根強く残っているという回答が多くありました。

町民だれもが自分らしくその個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが輝くためには、男女共同参画社会の実現が求められています！

「(男・女・夫・妻・父親・母親)だから」という理由で制限されていませんか？
「男性は仕事に生きるべき」とか「女性は家庭に入るのが普通」とか、人間の行動や考え方が限定するようなことはなくし、誰もが暮らしやすい社会を目指しましょう！

まずは対話から！



いざという時のために



自分自身で抱え込まないで！



人権尊重の推進、男女共同参画を実現する意識改革

だれもが共に活躍できる環境づくり

だれもが安全・安心に暮らせる社会づくり

今後5年間の取組



基本目標1

人権尊重の推進、
男女共同参画を実現する意識改革

重点目標(1) 男女共同参画の理解促進

- ①男女共同参画の理解を広げる啓発の推進
- ②子どもの頃からの男女共同参画の推進
- ③生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供
- ④性別による固定的なイメージや役割分担意識是正のための啓発

基本目標2

だれもが共に活躍
できる環境づくり

重点目標(2) 働く場における女性の活躍推進

- ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ②男女がそれぞれに能力を発揮できる職場環境づくり
- ③農林水産業・商工業等の自営業における女性活躍の推進
- ④男女の平等な雇用環境の確立



重点目標(3) 地域、社会活動における男女共同参画の推進

- ①地域活動における男女共同参画の推進
- ②地域の政策決定過程における女性参画の啓発の推進
- ③防災・災害復興分野における女性参画の推進

重点目標(4) 家庭における男女共同参画の推進

- ①男女間の対等な関係性の確立
- ②多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

基本目標3

だれもが安全・安心に暮らせる社会
づくり

重点目標(5) だれもが安心して暮らせる社会づくり

- ①高齢者、障がい者、移住者、外国人などが暮らしやすい環境づくり
- ②ひとり親家庭など社会的に困難な状況に置かれやすい人への支援
- ③性の多様性に関する理解促進

重点目標(6) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- ①男女間における暴力を許さない社会づくり
- ②安心して相談できる体制づくり

重点目標(7) 生涯を通じた 男女の健康支援

- ①生涯を通じた男女の健康の保持増進
- ②妊娠・出産などに対する健康支援



大山町の相談窓口

一人で悩まないで、
気軽に相談してみませんか。
相談はすべて無料

鳥取県の相談窓口

人権相談 ▶▶▶ 各地区で毎月1回ずつ

偏見・いじめ・差別などの人権に関する様々な悩みについて、人権擁護委員がお受けします。

大山町教育委員会 人権・社会教育課 人権推進室
☎0859-54-2286

行政相談 ▶▶▶ 各地区で毎月1回ずつ

国・県・町など役所の仕事に対しての相談を行政相談員がお受けします。

大山町役場 総務課 ☎0859-54-5201

法律相談 ▶▶▶ 毎月第4水曜日（予約制）

弁護士がお受けします。

社会福祉協議会名和支所 ☎0859-54-2200

心配ごと相談 ▶▶▶ 各地区で毎月1回ずつ

日常生活上の心配ごと、悩みごとなどに民生・児童委員がお受けします。

中山☎0858-49-3000
社会福祉協議会 名和☎0859-54-2200
大山☎0859-39-5018

健康相談 ▶▶▶ 随時

保健師、管理栄養士等職員が相談をお受けします。

大山町役場 健康対策課
☎0859-54-5206

心の健康相談 ▶▶▶ 年に数回（予約制）

（精神科医師または心理士）

ご自身や身近な人（家族など）の様子が以前と違うと感じられた場合など気軽に相談ください。例えば、よく眠れない、ひきこもっている、お酒を止めたいのに止められないなど、1人で悩まずご相談下さい。

大山町役場 健康対策課 ☎0859-54-5206
社会福祉協議会名和支所 ☎0859-54-2200

母子保健の相談 ▶▶▶ 随時

妊娠、出産から育児にかかわるすべての相談をお受けします。

すくすくおやこステーション（保健福祉センターなわ内）
☎0859-54-5206

子育て相談 ▶▶▶ 毎月1回（予約制）

乳幼児期から思春期までのお子さんをお持ちの方の相談を子育て専門員がお受けします。

大山町教育委員会 幼児・学校教育課 幼児教育室
☎0859-54-5219

家庭教育相談 ▶▶▶ 毎週火曜日

家庭相談員が各支援センターを回ります。家庭のことでお困りのことがあればお出かけください。

中山☎0858-58-6062
子育て支援センター 名和☎0859-54-2395
大山☎0859-53-1157

※各種相談の日時、その他の相談は、広報だいせんまたは町ホームページをご覧ください。

- ◇夫婦関係がうまくいかない ◇離婚を考えているけどどうしよう
- ◇夫からの暴力にどうしたらいいの？ ◇家族とうまくいっていない
- ◇周り人間関係が難しい ◇こんなこと誰にも話せない
- ◇暮らしの困りごとはどこに聴くの？など

鳥取県男女共同参画センター

よりん彩 西部相談室

米子コンベンションセンター4階 ☎0859-33-3955

一般相談 ▶▶▶ 電話相談・面接相談 ※面接は予約制

- 日時：月曜日～金曜日（午前9時～正午・午後1時～午後5時）
※第3木曜日は午前9時～午前11時30分まで
- 場所：よりん彩 西部相談室
※土日は鳥取県男女共同参画センター相談室でも対応しています。

☎0858-23-3939

心の相談（女性臨床心理士）▶▶▶ 面接相談のみ（予約制）

- 日時：月1回（日時はお問い合わせください）
- 場所：よりん彩 西部相談室
- 相談時間はひとり60分程度

法律相談（弁護士）▶▶▶ 面接相談のみ（予約制）

- 日時：毎週火曜日（午後3時～午後7時）
- 場所：米子天満屋（5階 パソコンスクール隣）
- 相談時間はひとり30分程度

男性相談（男性臨床心理士）▶▶▶ 面接相談・電話相談（予約制）

- 日時：第1土曜日（午後3時～午後6時）
- 場所：鳥取県男女共同参画センター相談室（倉吉未来中心内）
- 相談時間はひとり60分程度

☎0858-23-3939

オトコの相談 ▶▶▶ 面接相談・電話相談

- 日時：毎週土曜日（午後1時30分～午後5時30分）
- 場所：鳥取県男女共同参画センター相談室（倉吉未来中心内）

☎0858-23-3955

配偶者暴力相談支援センター

配偶者や恋人等からの暴力の被害にあったら

鳥取県西部総合事務所 福祉保健局 心と女性の相談担当

☎0859-31-9304

夜間・休日は ▶▶▶ 夜間休日電話相談窓口（24時間対応）

☎0859-31-9304

危険を感じたら ▶▶▶ 警察

緊急通報は・・・110番通報
相談は・・・#9110

暴力をふるってしまったら

加害者専用ダイヤル（第3金曜日18:30～20:30）

☎0857-22-7867

性暴力被害者支援センターとっとり

性暴力被害を受けたら

- 日時：月、水、金曜日（年末年始は除く）11時～13時、18時～20時
・相談は匿名ですることができます。・あなたの秘密は必ず守ります。
・性別、年齢に関わらず、どなたからの相談もお受けします。

相談ダイヤル（県庁フリーアクセス）☎0120-946-328

発行

大山町教育委員会 人権・社会教育課 人権推進室

〒689-3223 鳥取県西伯郡大山町茶畑 1077-3（大山町人権交流センター内）

TEL：0859-54-2286 FAX：0859-54-2413 E-mail：jinken@daisen.jp